

神奈川県動物愛護センターにおける犬猫の保護、譲渡等の状況(令和5年度)

保 護		R5	前年	前年比
犬	飼えなくなった犬	32	106	▲ 74
	所有者不明	119	133	▲ 14
	前年度からの繰入	36	12	24
	計	187	251	▲ 64

譲渡等		R5	前年	前年比
犬	返還	64	78	▲ 14
	個人への譲渡	46	34	12
	ボランティアに譲渡	41	100	▲ 59
	新たな飼い主へ譲渡※	(9)	(47)	
	収容中の死亡	2	3	▲ 1
	殺処分	0	0	—
	翌年度への繰越	34	36	▲ 2
	計	187	251	▲ 64

保 護		R5	前年	前年比
猫	飼えなくなった猫	157	266	▲ 109
	所有者不明	75	79	▲ 4
	前年度からの繰入	168	109	59
	計	400	454	▲ 54

譲渡等		R5	前年	前年比
猫	返還	1	1	0
	個人への譲渡	147	139	8
	ボランティアに譲渡	126	132	▲ 6
	新たな飼い主へ譲渡※	(92)	(103)	
	収容中の死亡	23	14	9
	殺処分	0	0	—
	翌年度への繰越	103	168	▲ 65
	計	400	454	▲ 54

※ () 内はボランティアから新たな飼い主へ譲渡した頭数で内数。
(令和6年3月31日時点のボランティアからの報告に基づく)

○ 表中の数値には、相模原市、藤沢市及び茅ヶ崎市(寒川町含む)の取扱い分を含む

- 動物愛護センターでは、横浜市・川崎市・横須賀市を除く県内地域の犬や猫などの保護を行っています。
- 収容中に死亡した犬・猫は殺処分から除きます。
- 保護した犬や猫のうち、回復の見込みがない病気やケガによる苦痛がある場合などには、苦痛からの解放のため安楽死処置をすることがあります。
- 神奈川県では、道路などの公共の場所で、病気であったり、交通事故などでケガをしている猫については、その収容や治療などを公益社団法人神奈川県獣医師会に委託しています。このうち、瀕死の状態では治療が望めないなどの猫については、苦痛からの解放のため安楽死処置をしています。